

税源移譲による所得税率の改正

Q 国から地方への税源移譲のため、平成19年分から個人に対する所得税と住民税の税率が変更となり、所得税は引き下げられ、一方住民税は引き上げられることとなりましたが、その税率はどのように改正されたのですか。

A 平成18年度の税制改正において、地方分権制度改革の一環として、3兆円規模の税源移譲が実施され、国の所得税から地方の個人住民税への恒久的移譲措置として、平成19年分から適用されることとなった。この結果、平成19年分から所得税と個人住民税の税率構造は次のように改正され、所得税が引き下げられ、個人住民税は引き上げられることとなった。

所得税率

改正前

課税所得	税率
330万円以下の金額	10%
330万円超900万円以下の金額	20%
900万円超1,800万円以下の金額	30%
1,800万円超の金額	37%

改正後

課税所得	税 率
195万円以下の金額	5%
195万円超330万円以下の金額	10%
330万円超695万円以下の金額	20%
695万円超900万円以下の金額	23%
900万円超1,800万円以下の金額	33%
1,800万円超の金額	40%

個人住民税率

改正前

課税所得	税 率
200万円以下の金額	5%
200万円超700万円以下の金額	10%
700万円超の金額	13%

改正後

課税所得	税 率
一律	10%

(注) 税率10%は、道府県民税分4%と市町村民税分6%に分けられる。